○杵築市立山香病院医師教育・研修資金貸与条例

平成23年３月18日条例第14号

杵築市立山香病院医師教育・研修資金貸与条例

（目的）

**第１条**　この条例は、医師教育・研修資金貸与制度の創設により、杵築市立山香病院における医師を確保し、もって医療提供体制の整備を図ることを目的とする。

（貸与対象者）

**第２条**　この条例に基づく教育・研修資金（以下「教育・研修資金」という。）の貸与対象者は、大学医学部に在籍する医学生及び杵築市立山香病院に勤務する医師であって、教育・研修後に杵築市立山香病院に勤務する意思があるものを対象とする。

（教育・研修内容）

**第３条**　教育・研修資金貸与の対象となる教育・研修は、杵築市立山香病院における地域医療の向上のための教育・研修とし、杵築市立山香病院事業管理者（以下「管理者」という。）が認定した教育・研修とする。

（教育・研修資金の額及び貸与の方法）

**第４条**　教育・研修資金の額は、医学生については月額15万円、杵築市立山香病院に勤務中の医師においては各手当を除く本俸額及び管理者が認める研修に必要な費用の合計額とする。

２　教育・研修資金は、前条に規定する教育・研修に就いた場合、１月単位で貸与するものとし、その貸与期間は医学生においては最長６年間とし、勤務中の医師においては最長３月とする。

３　教育・研修資金の貸与は、無利息とする。

（教育・研修資金の貸与申請及び契約）

**第５条**　教育・研修資金の貸与を受けようとする者は、管理者が指定する日までに貸与申請をしなければならない。

２　管理者は、前項の申請があったときは、速やかに審査し、適当と認めるときは、当該申請をした者と貸与契約（以下「貸与契約」という。）を締結するものとする。

３　貸与契約の締結に当たっては、保証人を立てなければならない。

４　前項の保証人は、教育・研修資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

（貸与契約の解除及び貸与の休止）

**第６条**　管理者は被貸与者が教育・研修資金の貸与期間中に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与契約を解除するものとする。

(１)　杵築市立山香病院の医師として勤務する見込みが無くなったと認められるとき。

(２)　教育・研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(３)　死亡したとき。

(４)　その他教育・研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

２　管理者は被貸与者が教育・研修を受けている場合において、当該教育・研修を中断することになったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月分からその事実が消滅した日の属する月分まで教育・研修資金の貸与を休止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された教育・研修資金があるときは、その教育・研修資金は当該その事実が消滅した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

（返還債務の免除）

**第７条**　管理者は被貸与者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、教育・研修資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の全部を免除するものとする。

(１)　教育・研修資金の貸与期間満了後に杵築市立山香病院の医師として勤務している場合において、杵築市立山香病院の医師として在職した期間のうち、休職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかった期間を除いた期間（以下「実勤務期間」という。）が教育・研修資金の貸与を受けた期間（前条第２項の規定により教育・研修資金の貸与が休止された期間を除く。）の２分の３に相当する期間（以下「勤務義務期間」という。）に達したとき。

(２)　杵築市立山香病院の医師として勤務している場合において、業務上の事由により、死亡し、又は業務が起因する心身の故障のため免職されたとき。

２　管理者は前項の規定により返還債務を免除する場合のほか、被貸与者が死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた教育・研修資金を返済することができなくなったときは、返還債務の全部又は一部を免除することができる。

（返還）

**第８条**　被貸与者は、前条の規定により返還債務の全部を免除される場合を除き、貸与を受けた教育・研修資金の総額を、貸与期間満了の日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければならない。

２　被貸与者の実勤務期間が勤務義務期間に達しないときは、勤務義務期間の月数から実勤務期間の月数を減じて得た月数に、医学生にあっては10万円を乗じて得た額を、杵築市立山香病院に勤務する医師で教育・研修資金の貸与を受けた者にあっては貸与債務の残額を、勤務期間の最終日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければならない。

３　管理者は、被貸与者に特別の事情があると認めるときは、前２項の規定にかかわらず、別に期限を定めて、又は分割して返還させることができる。

（返還債務の履行猶予）

**第９条**　管理者は、被貸与者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事由が継続している期間、返済債務の履行を猶予することができる。

(１)　杵築市立山香病院の医師として勤務しているとき。

(２)　災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるとき。

（延滞金）

**第10条**　管理者は、第８条の規定による返還期日までに教育・研修資金を返還しない者があるときは、延滞金を徴収するものとし、当該延滞金の徴収については、杵築市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（平成17年杵築市条例第87号）に定めるところによる。

全部改正〔平成25年条例59号〕

（委任）

**第11条**　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

**附　則**

この条例は、平成23年４月１日から施行する。

**附　則**（平成25年12月20日条例第59号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成26年１月１日から施行する。